

事務連絡
令和5年5月31日

市立小中学校保護者 殿

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

台風2号襲来に伴う市立小中学校の臨時休校について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、平素より市教育行政に対しご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、台風2号の襲来に伴い天候の悪化が予想されます。児童生徒の安心・安全を最優先するため、下記のとおり臨時休校といたします。

保護者の皆様には、多大な負担をおかけしますがご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 対象校 市内小中学校

2 臨時休校の理由

- (1) 台風2号襲来に伴い6月1日(木)昼前に暴風警報が発令される予定がある。
- (2) 台風2号襲来に伴い6月1日(木)に警報級の大雨が予測される。
- (3) 理由(1)、(2)を鑑みて、児童・生徒の安全・安心を最優先する。

3 臨時休校の期間

【令和5年6月1日(木)】

4 児童生徒の安全について

- (1) 臨時休校中は不要不急の外出を控える。
- (2) 台風や強風から自分の身を守りながら生活する。

5 6月2日(金)以降の対応について

4月に教育委員会から配布した文書「暴風警報(特別警報を含む)発令及び解除時における学校の臨時休校並びに児童生徒の安全の確保について(依頼)」をご参照ください。

2 暴風警報(本島南部地域の)が解除された場合の登校について

(1) 午前6時までに解除の場合

- ① 普通どおり登校
 - ② 給食があります
- 警報が解除されても強風が続いている場合は、児童生徒の安全確保の観点から危険であると糸満市教育委員会が判断した場合は、市内すべての小中学校を休校とすることもあります。また、通常の登校時間を遅らせて登校させることもあります。
- さらには、各学校の校区の地理や地形等により、各学校長が当該学校の休校を判断することもあります。

(2) 午前6時以降の解除

- ① 引き続き休校
- ② 各家庭で学習してください

【文書からの抜粋】

<この件の担当>

糸満市教育委員会 学校教育課
指導主事 當山 誠
TEL098-840-8165 FAX098-840-8161
Email:gakkou-kyouiku@city.itoman.lg.jp